法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第三十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十七条」に、「第十三条―第二十三条」を「第十八条―第三十二条」に、「第二十四条―第二十七条」を「第三十三条―第三十六条」に改める。

第二条第一項中「ポリ塩化ビフェニル、」を「ポリ塩化ビフェニル原液、」に改め、「廃棄物をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「事業者」とは、第十三条を除き」を「保管事業者」とは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの

二　ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

三　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

3　この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

4　この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

一　ポリ塩化ビフェニル原液

二　ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

三　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

第二条に次の一項を加える。

6　この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

第三条中「事業者」を「保管事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

2　所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

3　保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

第四条の見出しを「（ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務）」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。）」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。

第五条第一項中「は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及びポリ塩化ビフェニル使用製品（次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）」を、「その他の」の下に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために」を加え、同条第二項中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況」に改め、同条第三項中「事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等」を「保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。

第六条第一項中「環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより」を「政府は」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

第六条第二項中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第六条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

第六条第三項を次のように改める。

3　環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第六条に次の四項を加える。

4　環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

5　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

6　環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。

第七条第一項中「廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及び」を削り、同条第二項第二号中「の体制の確保」を削る。

第八条中「事業者及び」を「保管事業者及び」に、「を処分（再生すること」を「の処分（再生」に、「第十九条第二項」を「第二十六条第二項及び第三項」に、「）する」を「）をする」に、「事業者等」を「保管事業者等」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の」に改め、「関し、」の下に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

第九条中「前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。

第十条中「事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に、「期間（以下「処分期間」という。）」を「期間（以下「処分期間」という。）」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物を」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。